暮らしの情報

年末調整や確定申告には社会保険料控除証明書を

社会保険料控除には証明書が必要です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（はがき）が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明書の内容は、①本年1月から10月2日までに納付された国民年金保険料額と、②年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月3日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、結果として、平成18年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際は、この証明書や領収証書を添付してください。

家族の保険料も納めている方は

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となります。

このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

〈問い合わせ先〉
社会保険庁控除証明書専用ダイヤル
☎0570-00-9911
（平日午前9時～午後5時。平成19年3月16日まで）
ホームページ
http://www.sia.go.jp/
佐原社会保険事務所
☎0478-55-1661
市役所保険年金課
☎62-5332

1月7日(日)に開催します 旭市成人式

市では、新成人の門出を祝って式典を行います。該当者には、後日案内状をお送りします。

日時／平成19年1月7日(日)
●受け付け：午前9時～　●開式：午前10時
会場／東総文化会館・大ホール
対象者／昭和61年4月2日～昭和62年4月1日生まれの方
その他／旭市出身で、現在市外に住んでいる方も参加できます。電話で申し込みください。

〈申し込み・問い合わせ先〉
生涯学習課社会教育班（☎55-5727）

国保加入の届け出を忘れていませんか

日本では、安心してお医者さんにかかれるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています。これを国民皆保険制度といいます。

国保（国民健康保険）もその一つで、職場の健康保険などに加入できない人は、国保に入ることが義務付けられています。

いざという時のために、国保に加入する必要がある人は、必ず届け出をしましょう。

【国保に加入する人】

◆お店などを経営している自営業の人
◆農業や漁業などを営んでいる人
◆パート、アルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
◆外国人登録をしていて、1年以上日本に滞在すると認められた外国籍の人
◆退職して職場の健康保険などをやめた人

国保税は制度を支える財源です

病気やけが等に備えてお金を出し合い、みんなで助け合おうというのが国保です。みなさんが納める国民健康保険税は、この制度を支える大切な財源です。

誰もが安心して医療を受けられるよう、国保税は必ず納めましょう。

〈問い合わせ先〉
保険年金課
☎62-5331